

Information

日本財託なんでもインフォメーション

ここでは日本財託グループからの報告やご案内そしてオーナーの皆様からのご意見、ご質問など、さまざまな情報を紹介してまいります。

オーナーダイヤルでお問い合わせください。【オーナーダイヤル】 03-3347-2439

『サラリーマンのための東京中古マンション経営セミナー』 「名古屋」定期開催が決定しました!



(3月 名古屋での経営セミナーの様子)

東京でのセミナーはこれまで60回以上開催してきましたが、お客様からの「東京だけではなく他の都市でも開催してほしい」という声にお答えする形で、昨年11月、初めて名古屋で開催いたしましたが、定員を大きく超えるお客様にご来場いただき、大盛況のうちにセミナーを終えることができました。また、名古屋でセミナーを開催したこと、「また名古屋で開催して欲しい」「次の名古屋セミナーの予定はいつですか」といったお要望をいただき、『サラリーマンのための東京中古マンション経営セミナー』の名古屋での定期開催が決定。今年、3月と6月に名古屋でセミナーを開催しましたが、それぞれ100名以上のお客様にご来場いただきました。9月と12月にも名古屋でセミナーを開催する予定です。近隣にお住まいのオーナーの皆様は、ぜひこの機会をご利用ください。セミナー会場でお会いできることを楽しみにしています。

●セミナー概要

『サラリーマンのための東京中古マンション経営セミナー』

開催日時：9月4日(土) 13:00～15:30(開場12:30)

開催場所：名古屋ルーセントタワー16F

●申込方法

下記のホームページまたはフリーダイヤルから

フリーダイヤル **0120-411-047**

ホームページアドレス <http://www.nihonzaitaku.co.jp/>

日本財託 検索

業務フローのペーパーレス化へのチャレンジ

日本財託グループでは、2年ほど前から、業務フローのペーパーレス化を目指し不動産業界では初めての試みとして、リコーのリドックドキュメントシステムを導入しています。

従来、紙でファイリングしていたオーナー情報、入居者情報、物件情報等を電子化することで、資源の節約など環境面に配慮していくとともに、情報管理面でのセキュリティ強化や検索の迅速化など、業務フローの向上とお客様対応のスピードアップに繋げていきます。

大量に使われる
コピー用紙

増え続ける
資料やファイル

個人情報
漏洩の危険



資料や
情報検索の手間

リドックドキュメントシステムの導入による各種情報の電子化

ペーパーレス化

環境への配慮

セキュリティ強化

お客様対応の
スピードアップ

- データでの情報の保管・管理
- データでのFAX送受信

- 省資源
- オフィススペースの有効活用

- 情報へのアクセス権の設定
- 個人情報漏洩リスクの軽減

- 資料・情報検索の迅速化

日本財託グループでは、これからも、こうした新しいワークスタイルに積極的にチャレンジしていきます!

お問い合わせ先 日本財託グループ オーナー事務局 03-3347-2439

編集後記

今回は、オーナーの皆様の大切な資産を守り、入居者の皆様にも安心してお住まいいただけるよう、部署の垣根を越え協力しあう社内の取組みの一部をご紹介させていただきました。これからもより良いサービスと情報の提供を目指して参りますので、お気軽にご意見・ご要望等を、お寄せいただければ幸いです。

オーナー事務局 上村順子

まめメール

2010
JULY
vol.20
OWNER'S CLUB MAGAZINE

日本財託グループ オーナー通信

まめメール

日本財託グループを支えてくださっているオーナーの皆様へ



家賃滞納 解消!

- 滞納督促課の紹介
- 滞納率0.1%以下を実現する当社の取り組み
- 滞納に関する日本財託の取り組み実績

(前列) 左から 木澤 彰 重吉 治 川西 啓子 / (後列) 左から 平林 遥 徳川 裕泰

今年も4名の新しい仲間が日本財託グループに加わりました。新卒の採用を始めて今回で5期目を迎ましたが、新入社員の日々の成長は目を見張るものがあります。昨年、新卒第1期生が営業のチームリーダーに就任するなど、新しい力は確実に育っています。新しく入社した彼ら4名も、先輩社員のように仕事だけではなく、ひとりの人間としても大きく成長していくことを心から願っています。

(日本財託グループ 代表 重吉 勉)

この春、4名のあたらしい仲間を迎ました。

入社一年目の抱負

第一営業部 平林 遥

自信と誇りを持って勤める会社で、「平林に任せれば大丈夫」と頼りにされる存在になりたい。オーナーの皆様に喜んでいただけるような仕事をしたい、そんな思いを胸に日本財託に入社しました。よろしくお願いいたします。

第二営業部 徳川 裕泰

一日でも早く一人前になり、「オーナーの皆様のかゆい所に手が届くような行動」が自然にできる。仕事を私生活でも信頼される人間になりたいです。そのため日々、小さなことからコツコツと妥協することなく努力していきます。

事業部 永峯 彩

オーナーの皆様と直接お会いする機会は少ないかもしれません、コツコツと愚直に働く先輩方を見習い、日本財託の一員として安心と信頼のにおける対応ができるよう、しっかりとした知識を身につけていきたいと思います。

事業部 川西 啓子

一人のときでも誰かで行動するという意味の「慎独」を、どんなときにもできるような人間になって、オーナーの皆様から信頼され続け、一生のお付き合いをさせていただけよう頑張っていきますのでよろしくお願いします。

家賃滞納 解消! 確実な家賃集金で安定した マンション経営をサポート

●滞納督促課の紹介

昨今、失業や給与カット等による収入減のため、家賃を滞納してしまう入居者は少なくありません。私たち滞納督促担当者は、入居者と誠実に向き合い、滞納を解消し、オーナーの皆様に確実に家賃を送金できる体制作りに努めています。それが、オーナーの皆様はもちろん入居者のパートナーでもある私たちの役目です。

滞納督促課の主な仕事

- 滞納家賃の回収業務
- 退去未精算金の回収業務 (退去者の未払家賃等)



管理部 滞納督促課 課長
山賀 和広



管理部 滞納督促課
田中 芳之

法令遵守を第一に掲げ、オーナーの皆様が安定した家賃収入を得るためにお手伝いをさせていただくとともに、オーナーと入居者の架け橋としての一翼を担っています。

法令を遵守し、滞納家賃の督促業務を行っています。

家賃の督促業務では、いくつかの法令による規制があり、禁止事項が規定されています。

張り紙の禁止

(刑法上の名誉毀損)

朝・夜の訪問禁止

(不法行為)

大人数での訪問禁止

(刑法上の威迫行為)



- 連絡が取れない物件への不用意な立ち入り (住居侵入罪)

その他の越権行為

- 部屋に入室できないようにロック (不法行為)

- 夜逃げと判断し物件内の動産を搬出・処分 (不法行為・窃盗・器物損壊) など

滞納督促課の役割は、一日も早く家賃滞納を解消することにありますが、法律に違反するような行為や強引なやり方での問題解決方法は取っておりません。滞納者に対しては、誠意を持って対応すること基本に、滞納家賃の支払い期日を定め、支払いの確約を厳しく取り付けるようにしています。

年内に成立する見通しの「賃貸住宅居住安定法案」(略称)では、督促業務に関する行為規制が明確にされ、賃貸不動産管理に係る法制度が構築されるといわれていますが、当社では、従前より違法な行動や不法な行為による督促業務は一切行っておりませんので、規制強化によって問題が発生することはございません。今後も、滞納者の方の人権を尊重しつつ、法令を遵守し、確実な家賃集金を目指していきます。

滞納率0.1%以下を実現する当社の取り組み

* 2ヶ月以上の滞納者率

内勤の全社員が当月滞納者へ一斉に電話

家賃は月末に翌月分を支払っていただく約束となっていますが、月末までに家賃の入金が確認できない入居者の方には、内勤の社員が一斉に電話連絡を実施。家賃が遅れていることをお伝えし、期日を定めてお支払いの約束をしていただけようお願いしております。

悪質滞納者には専門スタッフが対応

悪質滞納 (家賃の遅れが2ヶ月目にに入った入居者) および当月滞納で連絡が取れない入居者の方に対しては、専門スタッフである滞納督促課が対応。家賃の遅れの理由をお聞きした上でお支払い期日の約束を取り交わします。また、入居者と連絡が取れない場合には、居宅へ直接訪問して話し合いをするとともに連帯保証人の方へも連絡をとり、家賃のお支払いをお願いしています。



当月滞納者へ一斉に電話をしています。

法的手段による対応

お支払いについて全く誠意が見られない、あるいは、当社との接触を意図的に避ける滞納者が稀に見受けられます。さらに、連帯保証人も支払いを拒否するというケースがあります。このような場合、法的の手続きを取りざるを得ません。

主な方法は、次の2通りです。

1

滞納家賃のみを請求する
少額訴訟 (訴額60万円まで)

2

建物からの退去を求める
建物明渡訴訟

- 入居中の場合：賃貸借契約はそのまま継続させ
賃料の支払いを求めます。

- 退去済みの場合：賃料の支払いを求めます。

- 賃貸不払いを原因として賃貸借契約を解除して
賃室の明け渡しを求めます。

* 建物明渡訴訟の場合は、契約の解除までの賃料と解除日以降の
不法占有に対する賃料相当損害金も併せて請求します。

ただし、多額の裁判費用の負担が発生したり、新規募集の開始が遅れ機会損失となってしまうことも予想されるため、訴訟はできるだけ回避したいところです。明渡訴訟となる前に、入居者と話し合い、滞納を解消し、正常な状態に戻すことが望まれます。

昨今、失業や給与カット、転職による収入減のため、家賃を滞納してしまう入居者も少なくありません。また、保証人も同様なケースがあります。このような方には、*公的機関の支援事業の紹介等をしています。当社では、今後も、オーナーの皆様に安定した家賃送金を行うとともに、入居者により良い生活を送ってもらえるよう日々努めています。

* 厚労省の第2セーフティネット（雇用の安全網）制度などによる、敷金・礼金・等の貸付、家賃の一部支給等。

●滞納に関する日本財託の取り組み実績 (入居者約8,000名)

当月滞納

※ 0.5%以下

515件 月月初発生 57件 月末/結果

悪質滞納 (2ヶ月以上の滞納)

0.1%以下

39件 月月初発生 4件 月末/結果

回収率

※ 99%以上

※ 滞納件数の5月末の数字です